

## 日本国政府とアメリカ合衆国メリーランド州との間の 経済及び貿易関係に関する協力覚書

本協力覚書（以下「本覚書」という。）は、日本国政府及びアメリカ合衆国メリーランド州政府（以下、単独で「当事者」といい、総称して「両当事者」という。）により作成されたものである。

両当事者は、一層広範な日米経済関係の強化を奨励するとともに、アメリカ合衆国メリーランド州（以下「メリーランド州」という。）が果たし得る、また、果たしてきた重要な貢献的役割を認識する。2016年8月に署名された当初の日本国政府とメリーランド州との間の覚書は、日本とアメリカ合衆国の州との間の最初の協力取決めの1つである。当初の覚書は、両当事者間の既に強固な経済及び貿易関係を深めるために、2019年3月に更新された。

両当事者は、両当事者の総合力と各自の長所を考慮しつつ、エネルギー、高速鉄道の発展及び旅客向け鉄道サービス、生命科学及びバイオテクノロジー、デジタルイノベーション、学術協力、貿易及び投資、姉妹県・姉妹都市経済パートナーシップ等の相互に恩恵のある分野における努力について、更に協力し、調整する意図を有する。

また、日本国の大阪で開催される2025年日本国際博覧会等の来たるべき活動を通じて促進された、対話と協力の交流によって、協力関係が強化される。

### 項目1. 協力分野

両当事者は、平等及び相互利益の原則を尊重しつつ、次の分野において協力する意図を共有する。

#### ・エネルギー

両当事者は、安定的かつ長期的なエネルギー関係を維持するために共に取り組んでいく。メリーランド州ラスビーにおけるコーブ・ポイントLNGプロジェクトはその一例であり、20年にわたり安定的かつ競争的なLNGを日本に供給することを通じて日本のエネルギー安全保障を強化してきており、また、今後も強化していく。両当事者は、適当な場合には、両当事者のネットゼロ目標を念頭に、水素、燃料電池、太陽光、風力発電等の分野での協力体制の構築に

において協力していく。

#### ・ 高速鉄道の発展及び旅客向け鉄道サービス

超電導リニア（マグレブ）を含む高速鉄道等の近代的で効率的な交通手段の開発に関する協力の機会は、安全性、立案、運行の信頼性、環境との親和性、技術（トンネル掘削及び駅周辺の開発等の分野を含む。）並びにこれらの交通手段の社会的及び経済的効果に関する情報及びベストプラクティスの交換を通じて模索していく。最近、メリーランド州ハイガーズタウンで日立レールがワシントン首都圏交通局（WMATA）から受注した22億米ドルの地下鉄車両製造契約は、その一例である。

#### ・ 生命科学及びバイオテクノロジー

日本及びメリーランド州には、優れた研究機関及び世界的なバイオテクノロジー企業が集積していることから、大きなメリットを享受している。ワクチン研究、細胞治療、新薬開発、生命救助の発見等の分野において、既に強固な協力関係を増進する可能性がある。

#### ・ デジタルイノベーション

量子、人工知能、機械学習、情報技術、サイバーセキュリティ、スマートシティを含む、次世代のデジタルイノベーションや先端技術の可能性を十分に発揮するためには、国際的な研究協力が不可欠であり、両当事者は、両当事者のビジネス、投資及び研究の機会を更に発展させるために欠くことができないものであることを認識する。

#### ・ 学術協力

日本及びメリーランド州の高等学校間、大学間及び研究機関間での交流事業を通じた連携を支援し、促進する学術協力については、適当な場合には、特にエネルギー、交通、生命科学、デジタルイノベーション等の前述の協力分野に重点を置いて推進していく。

#### ・ 貿易及び投資

適当なビジネス及び市場に関する情報の相互交換その他の協力活動を通じた、日本とメリーランド州との間のビジネス交流の促進を含む、貿易及び投資活動は、日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）及びメリーランド州商務局（以下「商務局」という。）により実施される。

#### ・ 姉妹県・姉妹都市経済パートナーシップ

姉妹県・姉妹都市プログラムを通じて、日本及びメリーランド州は、教育、ビジネス等の分野で緊密かつ長きにわたる関係を維持してきており、地元企業が新たな国際的な機会及び資源を認めることを支援している。例えば、神奈川県とメリーランド州は、1981年から、公式な姉妹県関係を維持しており、川崎市とボルティモア市は1979年から姉妹都市関係にある。

### 項目2. 協力の形式

協力の形式は、以下の事項及び両当事者が決定したその他の形式を含むことができる。

- 技術及びインフラの実証事業を含む特定の事業
- 政策及び事業並びに政策立案及び能力構築の支援に関する適当な情報及び経験の共有
- 人事交流及び一方の当事者から他方の当事者への一時的な人員の派遣
- 両当事者の研究機関及び大学の間、生命科学その他の技術等の分野における共同研究、開発及びプロジェクトの展開の推進
- シンポジウム、セミナー、ワークショップ、展示会及び研修の共同開催
- 多数国間コンソーシアムを含む、その他のコミットメント又はイニシアチブへの参加
- かながわサイエンスパーク、湘南ヘルスイノベーションパーク、メリーランド州・グローバル・ゲートウェイ・イニシアチブ等のイノベーション・ハブ・モデルを通じた産業界の参画。
- 地方自治体、研究機関、大学、非政府組織その他の機関からの参加及び支援の促進
- 本覚書の目的に寄与する、両当事者が相互に受入れ可能なその他の協力の形式

### 項目3. 実施

両当事者は、本覚書に沿う形で相互の利益のための機会となる共通の関心事項について、定期的に、互いに情報を提供し、協議を行う。

本覚書の監督し、実施するため、日本国政府は、外務省、内閣官房健康・医療戦略推進本部、科学技術・イノベーション推進事務局、経済産業省、国土交通省、文部科学省、厚生労働省、総務省、JETRO 及び在アメリカ合衆国日本国大使館を指定し、メリーランド州は、商務局、メリーランド州運輸局 (MDOT) 及びメリ

ーランド州州務長官官房を指定する。

これらの機関は、本覚書の実施について、適当な場合には、日本国とメリーランド州の主体間の他の約束との調整を行う。

#### 項目 4. 期間、終了、修正

本覚書は、法的拘束力を有さず、いずれの当事者に対しても、法的な又は衡平法上の権利又は義務を生じさせるものではない。

本覚書の下での協力は、両当事者の署名の日から 4 年間継続し、両当事者の署名付きの書面による両当事者の決定によって本覚書を修正し又はその期間を延長することができる。

いずれの当事者も、他方の当事者に対して書面による通知をした 45 日後に本覚書の下での協力を終了することができる。

本覚書は、メリーランド州アナポリスにおいて、2022年12月12日に同等の価値を有する日本語及び英語で両当事者により署名された。



富田浩司

アメリカ合衆国駐劔日本国特命全権大使



ローレンス・J・ホーガン・ジュニア

メリーランド州知事